

平成 2 8 年度東京都税制調査会

第 1 回 小委員会

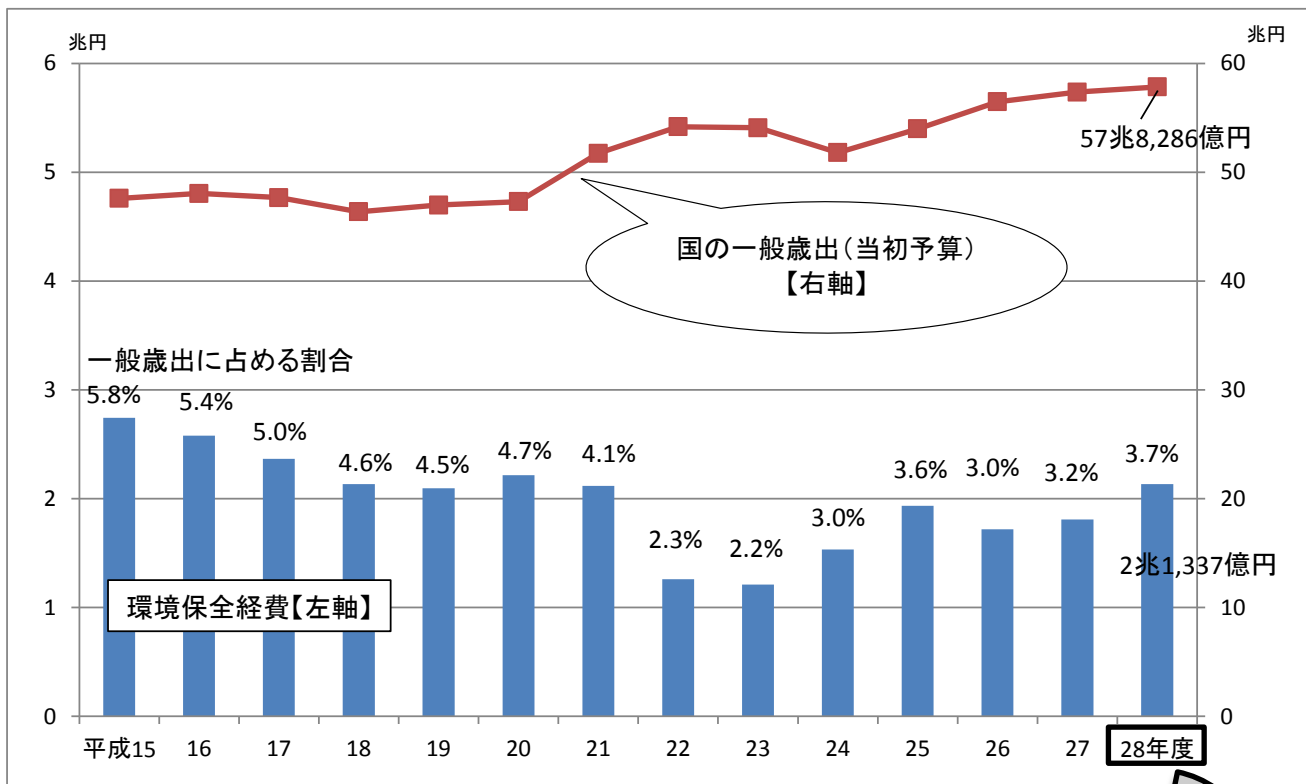
〔環境税制に関する資料〕

平成 2 8 年 6 月 3 日

環境税制に関する資料 目次

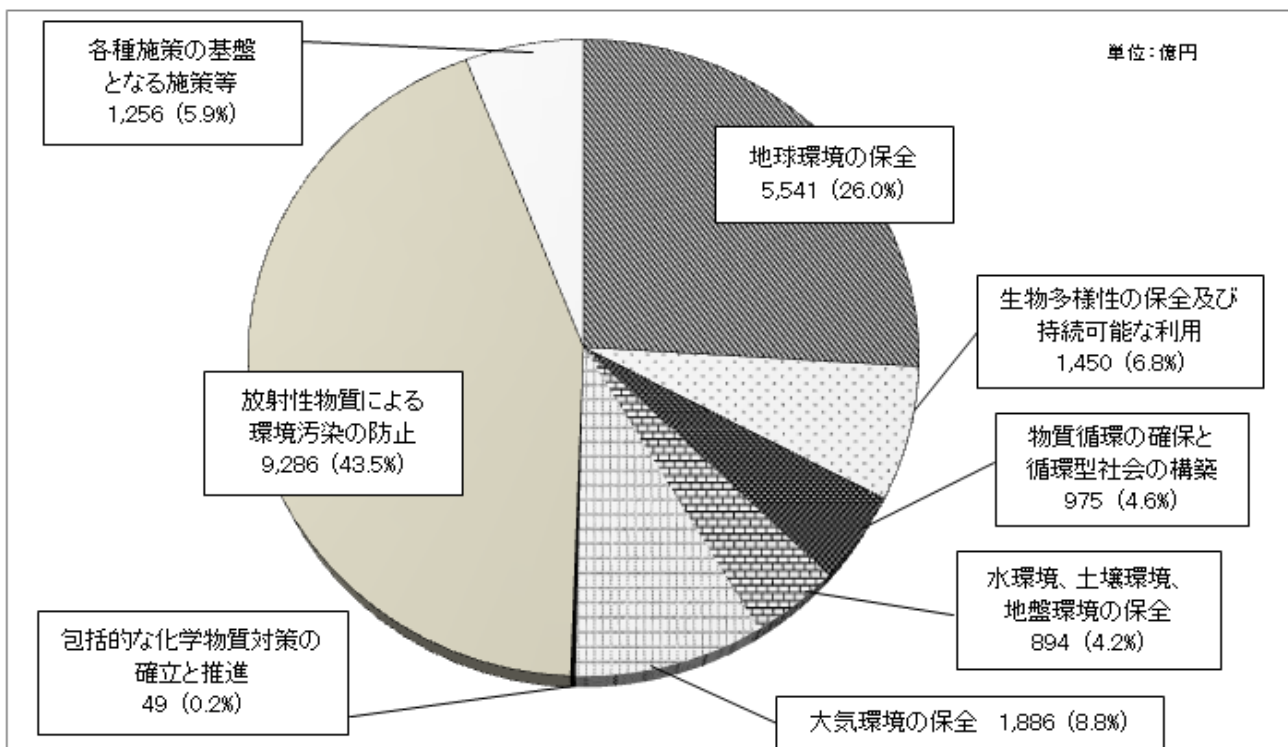
資料名	頁
国の一般歳出（当初予算）と環境保全経費の推移 国の環境保全経費の内訳（平成28年度当初予算）	1
国における環境関連の補助金の推移 国における環境関連の補助金に係る主な事業（28年度当初予算）	2
地方の温暖化対策に関する予算額（26年度当初予算）	3
東京都における環境費の推移（当初予算ベース）	4
産業部門と家庭部門のエネルギー消費量（全国、東京都）	5
環境関連の主な現行の税制措置	6
我が国のエネルギー関連税・車体課税	7
既存エネルギー関連税の課税ベース	8
我が国のエネルギー関連税の税率水準	9
化石燃料の価格と税負担	10
各地方公共団体における環境保全関連の税	11
<東京版>環境減税の概要	12
燃料種別ごとの税率の国際比較	13
OECD環境統計－環境関連税制	14
炭素税導入国の比較 主な炭素税導入国の税收使途	15
諸外国における温暖化対策関連の主な税制改革	16
諸外国における環境関連税制（エネルギー関係）の主な変遷	17
諸外国における環境税制改革の特徴的な取組	18
諸外国における環境税制改革の成果と課題	19
平成13年度東京都税制調査会答申（抜粋）<環境税（炭素税）の検討>	20
平成23年度東京都税制調査会答申（抜粋）<温暖化対策税の検討>	21
「地球温暖化対策のための税」創設の背景	22
「地球温暖化対策のための税」の概要	23
「地球温暖化対策のための税」に関する東京都の現状	24
「地球温暖化対策のための税」に関する地方団体等の意見	25
「地球温暖化対策のための税」に関する日本経済団体連合会の意見	26
「森林環境税（仮称）」検討の背景	27
森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況 （平成28年4月1日現在）	28
「森林環境税（仮称）」に関する地方団体等の意見	29

国の一般歳出（当初予算）と環境保全経費の推移



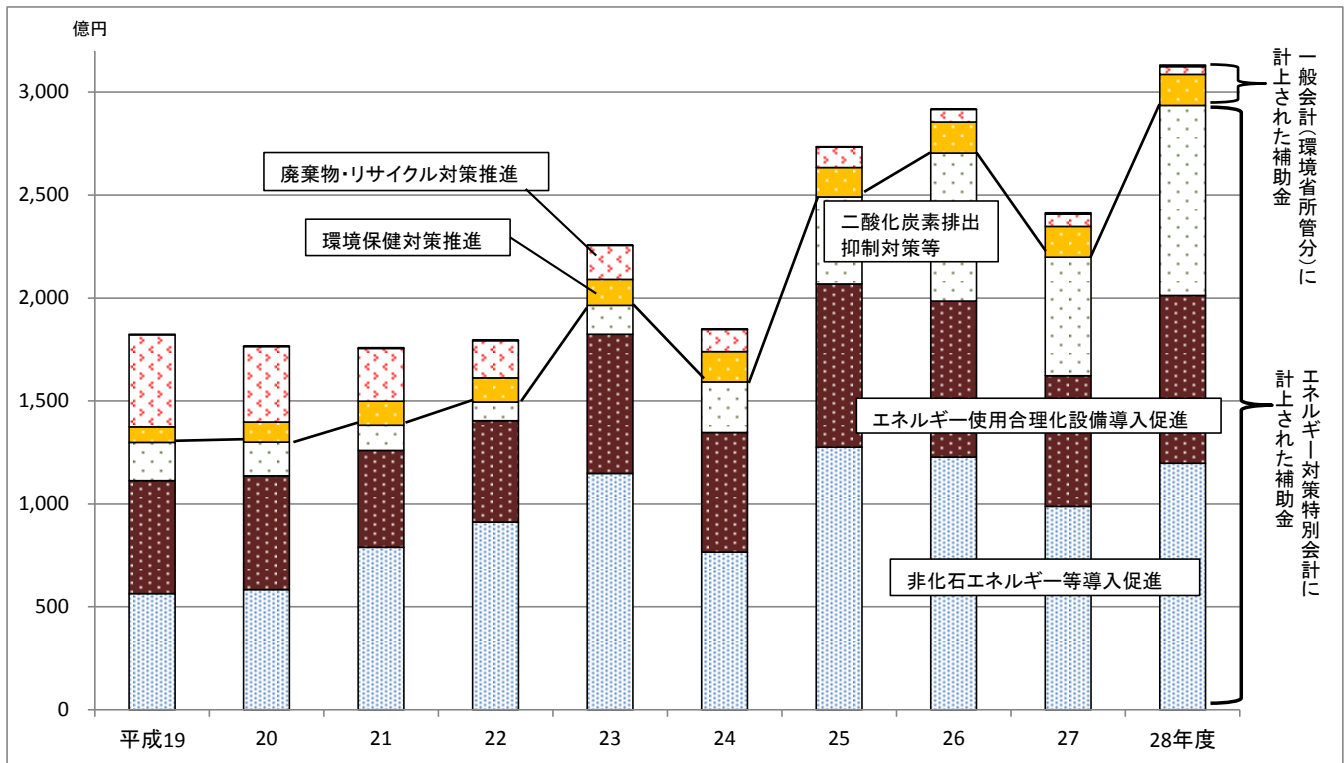
注 「予算及び財政投融资計画の説明」(財務省)、「一般歳出等の推移(当初予算)」(総務省統計局)、「第8回経済・財政一体改革推進委員会」(平成28年3月30日)資料3より作成。

国の環境保全経費の内訳（平成28年度当初予算）



注 「平成28年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省)より作成。

国における環境関連の補助金の推移



注 「エネルギー対策特別会計歳入歳出予定額各目明細書」(財務省)よりエネルギー需給動定のエネルギー需給構造高度化対策費に計上された補助金を集計し、「環境省所管一般会計歳出予算各目明細書」(財務省)より環境本省に計上された補助金を集計し作成。

国における環境関連の補助金に係る主な事業 (28年度当初予算)

		主な補助事業	28年度予算額
エネルギー対策特別会計に計上	非化石エネルギー等導入促進	再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費	48,300,000
		クリーンエネルギー自動車導入促進対策事業費	13,700,000
		風力発電のための送電網整備実証事業費	5,000,000
		エネルギー使用合理化設備導入促進	81,569,971
	エネルギー使用合理化等事業者支援	住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費	11,000,000
		エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費	2,700,000
		二酸化炭素排出抑制対策等	92,314,120
	先進的省エネルギー型自然冷媒機器普及促進事業費	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費	6,000,000
		地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業費	5,000,000
		エネルギー対策特別会計 計①	293,494,117
	(環境省所管分に計上)	環境保健対策推進	15,069,535
水俣病総合対策費		11,621,694	
水俣病対策地方債償還費		2,848,628	
水俣病総合対策施設整備費		355,413	
廃棄物・リサイクル対策推進		3,821,486	
廃棄物循環型社会基盤施設整備費		2,321,486	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進費		700,000	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策環境整備事業費		300,000	
その他	686,557		
一般会計(環境省所管分) 計②		19,577,578	
合計 ①+②		313,071,695	

注 上図で集計した補助金のうち、補助金額が上位3位の事業を抜粋し作成。

地方の地球温暖化対策に関する予算額（平成26年度当初）

（単位：億円）

区分	事業内容（例）	国庫補助事業	地方単独事業	計
エネルギー起源 CO2等排出抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の事業者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所における新エネルギー・省エネルギー設備導入に対する補助 ・企業における新エネルギー産業分野への新規参入に対する補助 ・農林漁業者に対する省エネ手法の普及啓発 ○公的機関としての率先実行 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の有する施設における太陽光発電施設の導入 ・下水処理過程で生ずるバイオガスを用いた発電・売電事業の実施 ・近隣の公的施設間における新エネルギー・未利用エネルギーの融通・効率的使用 ○個人住宅等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅における太陽光発電システムの設置費用への補助 ・各種優遇施策等によるクリーンエネルギー自動車等の導入支援 ○先駆的取組み <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排泄物の燃料化に係る実証実験（モデル事業） 	<p>4,809</p> <p>(2,436)</p>	<p>6,262</p>	<p>11,072</p> <p>(8,698)</p>
森林吸収源対策・都市緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の整備・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・森林を適切な状態に保つための間伐・主伐、植栽等 ・保安林の適切な管理保全（森林機能発揮のための伐採・転用規制等） ○木材・木質バイオマス利用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内で産出され、地域内で加工された木材の建築物等への利用に対する補助 ・改築する小中学校におけるペレットボイラーの設置 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・森林組合等の行う森林づくりの担い手育成のための研修事業等に対する補助 ・官公庁の屋上等の緑化 	<p>3,832</p> <p>(1,540)</p>	<p>1,534</p>	<p>5,366</p> <p>(3,075)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の調査 ・大規模事業所に対する温室効果ガス排出量削減の義務付け 	<p>2</p> <p>(1)</p>	<p>55</p>	<p>57</p> <p>(56)</p>
合 計		<p>8,643</p> <p>(3,977)</p>	<p>7,852</p>	<p>16,495</p> <p>(11,829)</p>

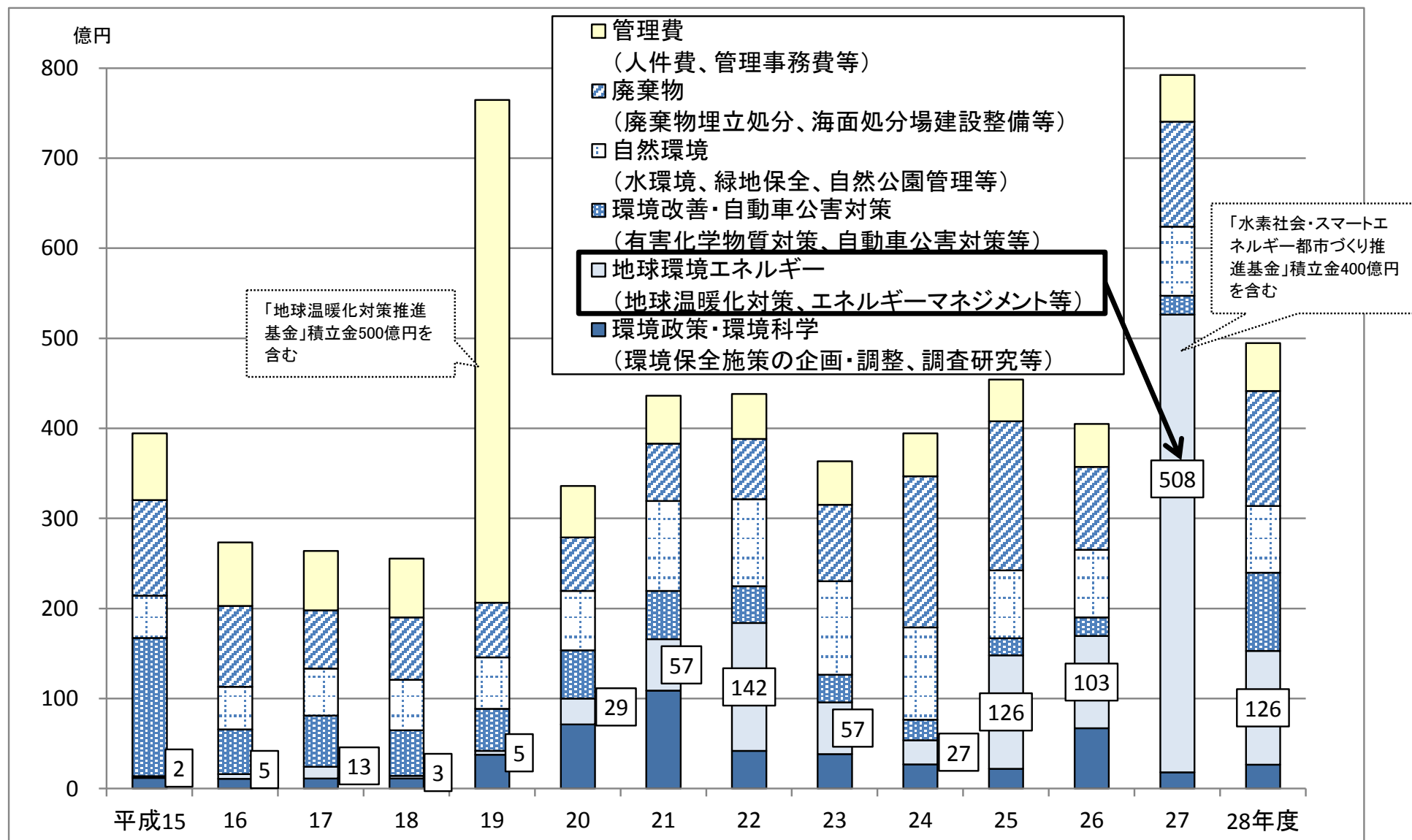
※1 都道府県及び市町村の地球温暖化対策に係る平成26年度当初予算額を計上。端数処理の結果、内訳と合計が合致していない。

2 括弧書きの数値は、国庫支出金等の特定財源を除いた額を計上。

3 調査に当たっては、京都議定書目標達成計画別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」を示した上で実施した。

注 「地方の温暖化対策に関する財源確保に係る説明資料」（平成26年11月4日）（総務省）より作成。

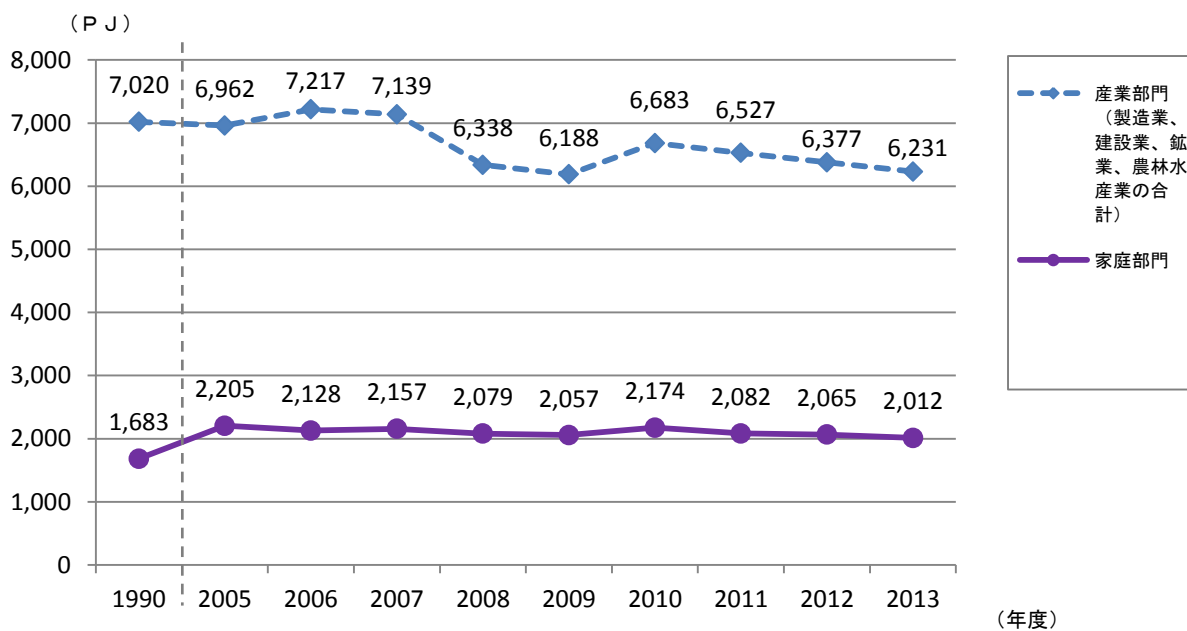
東京都における環境費の推移（当初予算ベース）



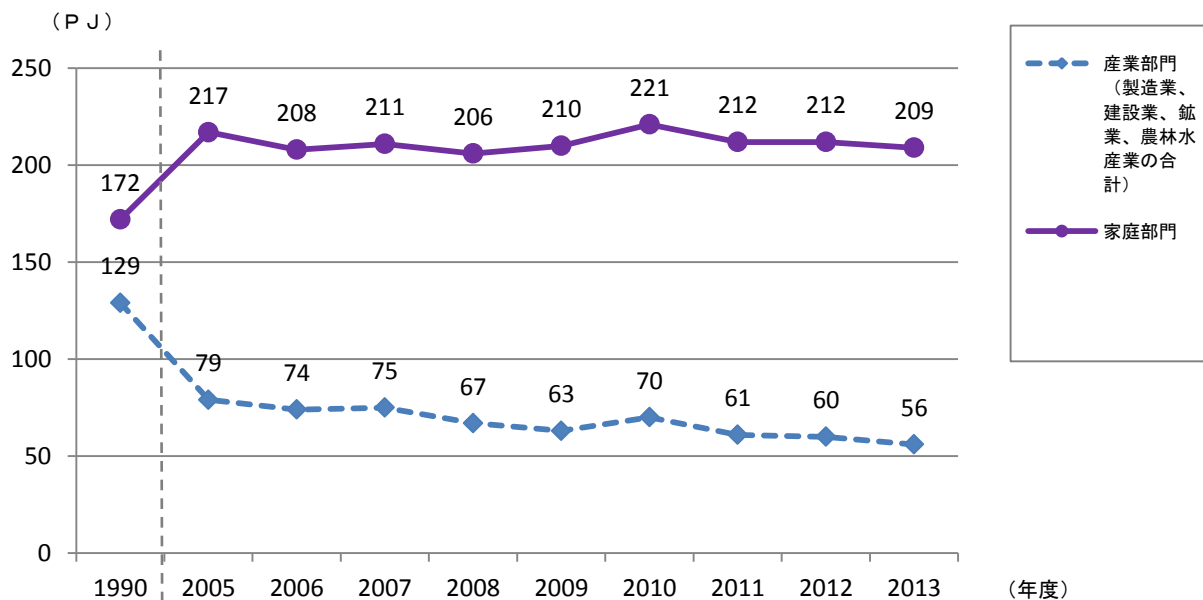
注 「東京都一般会計予算説明書」より作成。

産業部門と家庭部門のエネルギー消費量(全国、東京都)

○全国



○東京都



- 注1 資源エネルギー庁「平成26年度(2014年度)におけるエネルギー需給実績(確報)」(平成28年4月)、「平成26年度エネルギー消費統計結果概要」及び東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2013(平成25)年度実績)」より作成。
- 2 全国の各部門の最終エネルギー消費には非エネルギー用途消費を含む。
- 3 PJ(ペタ・ジュール)はエネルギー量の単位で、千兆(10の15乗)ジュール。
1ジュール \div 0.239カロリー(0℃の水1リットルを100℃まで沸騰させるには、418kJ(キロ・ジュール) \div 418,000Jが必要。)
PJの数字に0.0258を乗じると、原油換算百万klとなる。

環境関連の主な現行の税制措置

持続可能な社会

◇廃棄物の適正処理

- ・廃棄物処理施設に対する事業所税の非課税・軽減(課税標準の特例)
- ・ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)
- ・廃棄物処理事業に使用する軽油に係る軽油引取税の免除 等

◇生物多様性の保全

- ・国立公園等に係る固定資産税の非課税
- ・国立公園等の区域内の土地を譲渡する場合の特例(譲渡所得の特別控除)
- ・国立公園特別保護地区等に存する土地を相続した場合における相続税の特例措置(物納劣後財産に該当しないものとみなす措置) 等

循環型社会

自然共生型社会

◇地球温暖化対策のための税

- ・石油石炭税の税率の特例(CO2排出量に応じた税率の上乗せ)

◇再生可能エネルギー促進

- ・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)

◇環境関連投資促進税制

- ・環境関連投資に係る投資型減税(法人税の特別償却等)

◇車体課税のグリーン化

- ・環境性能に優れた自動車に係る
 - ・自動車重量税の見直し・エコカー減税
 - ・自動車取得税の軽減(エコカー減税)
 - ・自動車税のグリーン化特例(軽課・重課)

◇省エネ住宅等

- ・住宅の省エネリフォームに係る投資型減税(所得税額の特別控除)
- ・省エネリフォームをした住宅に係る固定資産税の軽減

◇バイオ燃料

- ・バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の特例(混和分の控除) 等

低炭素社会

◇低公害型社会の実現

- ・公害防止施設に係る事業所税の軽減(課税標準の特例)
- ・公害防止施設に係る固定資産税の軽減(課税標準の特例)

◇東日本大震災からの復旧・復興

- ・汚染廃棄物等に係る処理施設の設置促進のための所得税等の特例措置(譲渡所得の特別控除) 等

安全が確保される社会

注 環境省「税制全体のグリーン化の推進に関するこれまでの議論の整理(中間整理)」(平成24年9月4日)資料より抜粋。

我が国のエネルギー関連税・車体課税

税目 (課税主体)	課税対象	税率	税込 (H28年度予算)	地方分 (譲与分)		用途
				国分	地方分 (譲与分)	
揮発油税 (国)	揮発油 製造場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	国分：48.6円/ℓ (本則：24.3円/ℓ) 譲与分：5.2円/ℓ (本則：4.4円/ℓ)	26,438億円	23,860億円	2,578億円	一般財源 (譲与分は、都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	17.5円/kg	183億円	90億円	93億円	一般財源 (税込の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 特約業者又は元売業者からの引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの	32.1円/ℓ (本則：15.0円/ℓ)	9,245億円	-	9,245億円	一般財源
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	18.0円/ℓ ※H29.3までの特例税率 (本則：26.0円/ℓ)	669億円	520億円	149億円	空港整備等 (税込の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与)
石油石炭税 (国)	原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	・原油、石油製品 2,040円/kg ・LPG、LNG等 1,080円/t ・石炭 700円/t	6,880億円	6,880億円	-	燃料安定供給対策 (石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るための、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置) エネルギー需給構造高度化対策 (内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO2排出抑制対策などの措置)
	地球温暖化対策のための税	CO2排出量に応じた税率を上乗せ ※H24.10から施行。3年半かけて税率を段階的に引き上げ	-			
電源開発促進税 (国)	販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1,000kwh	3,200億円	3,200億円	-	電源立地対策 (発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付及び発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置 その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置) 電源利用対策 (発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置) 原子力安全規制対策 (原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置(独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。))

計 4兆6,615億円


自動車重量税 (国)	自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査自動車及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車	[例] 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 4,100円 ・営業用 2,600円 (本則：いずれも2,500円)	6,476億円	3,850億円	2,626億円	一般財源 (税込の407/1000は、市町村の一般財源として譲与) 税込の一部を公害健康被害の補償費用として交付
自動車税 (都道府県)	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車・自家用 総排気量1.5ℓ～2ℓ 39,500円/年	15,248億円	-	15,248億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 4月1日に所有する軽自動車、原動機付自転車等	[例]軽乗用車・自家用 10,800円/年	2,442億円	-	2,442億円	一般財源
自動車取得税 (都道府県)	自動車 取得する自動車	・自家用 取得価額の3% ・営業用・軽自動車 " の2% (本則：いずれも3%)	1,075億円	-	1,075億円	一般財源 (税込の95/100×7/10は市町村に交付(その他、指定都市に加算))

計 2兆5,241億円

注 「我が国の環境関連税制」(環境省)、「平成28年度租税及び印紙収入概算」(財務省)、「平成28年度地方財政計画」(総務省)等をもとに作成。

既存エネルギー関連税の課税ベース

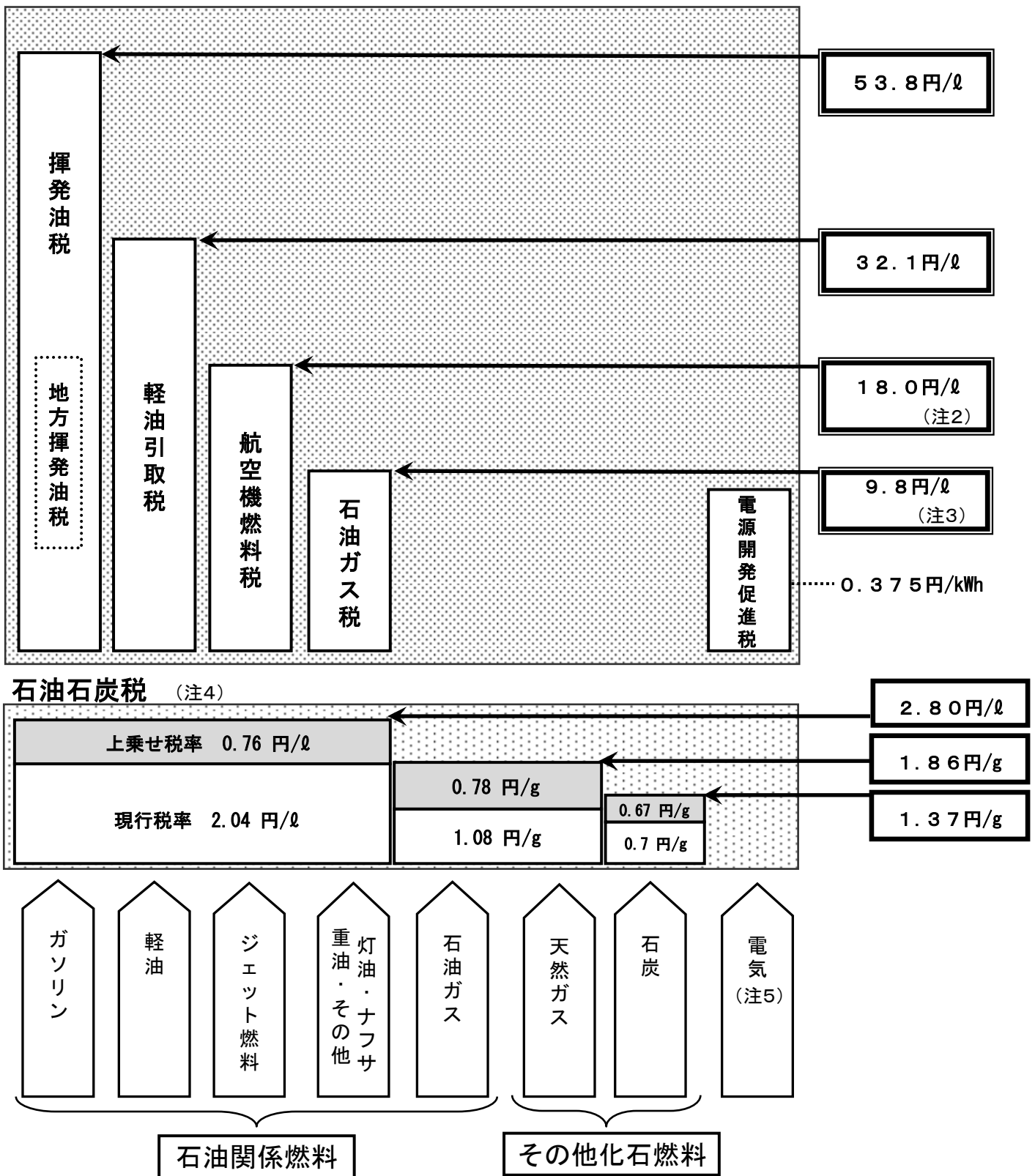
		課税対象								
上流	課税標準	天然ガス	石油・石油製品						石炭	電力
	税目	石油石炭税								
下流	課税標準	天然ガス	ガソリン	軽油	LPG	灯油	重油	ジェット燃料	石炭	電力
	税目		ガソリン税*	軽油引取税	石油ガス税			航空機燃料税		電源開発促進税

 は現行税制の下で課税されている課税対象を示す。

*「ガソリン税」とは、揮発油(=ガソリン)に課税ベースを置く「揮発油税」と「地方道路税」を総称する名称である。

注 環境省「中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会第4回グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会」(平成20年10月14日) 諸富委員提出資料「排出量取引制度とのポリシー・ミックスについて」より抜粋。

我が国のエネルギー関係税の税率水準



注1 環境省資料、財務省資料等により作成。

注2 航空機燃料税の税率は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に適用される税率。

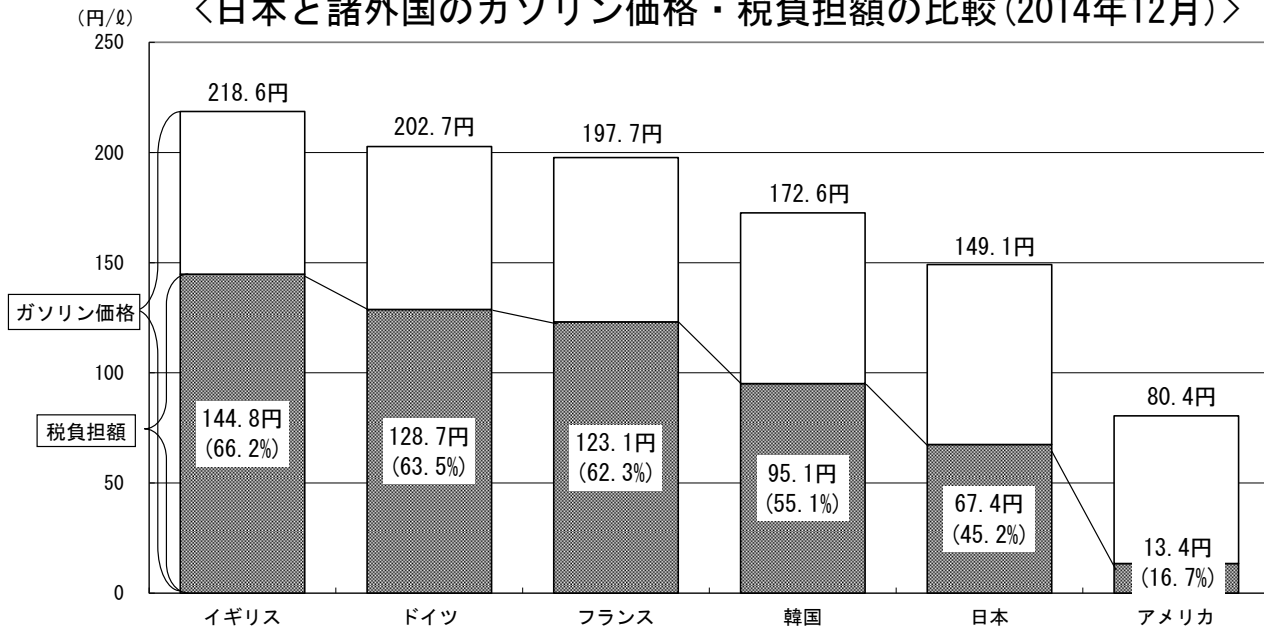
注3 石油ガス税の税率は、液体時の体積による。

注4 石油石炭税のうち、上乗せ部分（地球温暖化対策のための税）の税率は、平成28年4月1日より適用の税率。

注5 電気にかかる石油石炭税は、発電のために実際に利用される化石燃料の種類と量によって変動する。

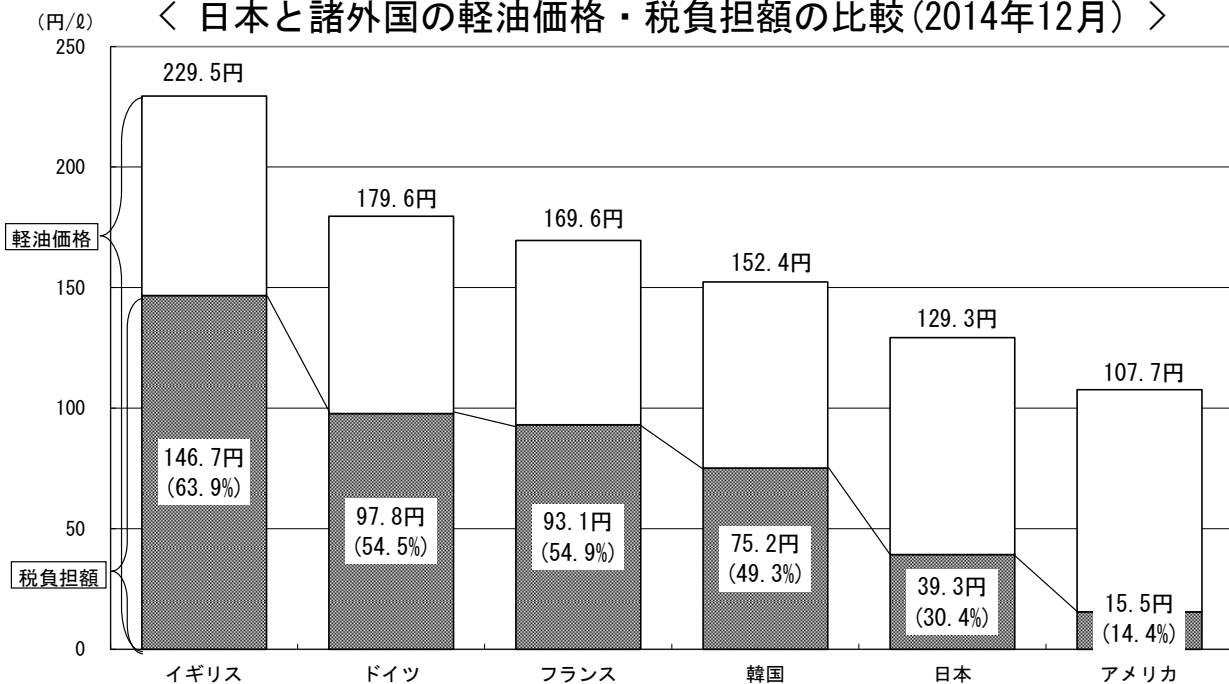
化石燃料の価格と税負担

＜日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較(2014年12月)＞



- 注1 「地方税関係資料ハンドブック(平成27年)」(一般財団法人 地方財務協会)により作成。
 2 英、独、仏、米は2014年12月時点、IEA調べ。韓国は2014年12月第5週時点、韓国石油公社調べ。日本は2014年12月22日時点、資源エネルギー庁調べ。
 3 日本の税負担額には揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、消費税(12月現在の税率である8%で計算)が含まれる。ガソリンに係る日本の石油石炭税の本則税率は2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、2014年4月1日から2.54円/ℓとなっており、本比較では、12月現在の税率である2.54円/ℓとして計算している。
 4 邦貨換算レート：1ドル=120円、1カナダドル=104円、1ポンド=187円、1ユーロ=147円、100ウォン=11円(2014年12月の為替レートの平均値、Bloomberg)。なお、端数は四捨五入している。

＜日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較(2014年12月)＞



- 注1 「地方税関係資料ハンドブック(平成27年)」(一般財団法人 地方財務協会)により作成。
 2 英、独、仏、米は2014年12月時点、IEA調べ。韓国は2014年12月第5週時点、韓国石油公社調べ。日本は2014年12月22日時点、資源エネルギー庁調べ。
 3 日本の税負担額には軽油引取税、石油石炭税、消費税(12月現在の税率である8%で計算)が含まれる。軽油に係る日本の石油石炭税の本則税率は2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、2014年4月1日から2.54円/ℓとなっており、本比較では、12月現在の税率である2.54円/ℓとして計算している。
 4 邦貨換算レート：1ドル=120円、1カナダドル=104円、1ポンド=187円、1ユーロ=147円、100ウォン=11円(2014年12月の為替レートの平均値、Bloomberg)。なお、端数は四捨五入している。

各地方公共団体における環境保全関連の税

(平成28年1月現在)

分野	課税措置等の例	都道府県／市町村名	税収額 (億円)
廃棄物・リサイクル対策	産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に課税【法定外目的税】)	三重県、岡山県、広島県、鳥取県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県、京都府、宮城県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県、福岡県北九州市【計28件】	77 ^{※2,5}
森林・水源環境の保全	森林環境税等(森林環境の保全に係る住民税均等割の超過課税) ^{※3}	高知県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県、秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県、愛知県、宮城県、山梨県、岐阜県、群馬県、三重県、横浜市【計36件】	295 ^{※4}
原発立地及び周辺地域の安全対策等 ^{※6}	核燃料税(原子炉への核燃料挿入に課税【法定外普通税】)	宮城県	0 ^{※2}
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による発電に課税【法定外普通税】)	福井県 ^{※5} 、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、新潟県、北海道、石川県【計9件】	111 ^{※2}
	核燃料等取扱税(原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の貯蔵、原子炉の設置等に課税【法定外普通税】)	茨城県	9 ^{※2}
	核燃料物質等取扱税(原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の貯蔵、原子炉の設置、ウランの濃縮等に課税【法定外普通税】)	青森県	181 ^{※2}
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵に課税【法定外普通税】)	鹿児島県薩摩川内市	4 ^{※2}
	使用済核燃料税(使用済核燃料の保管に課税【法定外目的税】)	新潟県柏崎市	6 ^{※2}
その他	砂利採取税等(砂利等の採取に課税【法定外普通税・法定外目的税】)	神奈川県山北町(法定外普通税)、京都府城陽市(法定外目的税)【計2件】	0.2 ^{※2}
	乗鞍環境保全税(乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数に課税【法定外目的税】)	岐阜県	0.2 ^{※2}
	遊漁税(河口湖での遊漁行為に課税【法定外目的税】)	山梨県富士河口湖町	0.1 ^{※2}
	環境協力税(旅客船等により各村へ入域する行為に課税【法定外目的税】)	沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村【計3件】	0.2 ^{※2}
	歴史と文化の環境税(有料駐車場に駐車する台数に課税【法定外普通税】)	福岡県太宰府市	0.7 ^{※2}
	開発事業等緑化負担税(開発行為等の行われる土地面積に課税【法定外目的税】)	大阪府箕面市	0.3 ^{※2,6}

注1 環境省ホームページ「国内外の環境税制の状況等について」より抜粋。
 2 総務省「法定外税の概要(平成28年1月現在)」に記載された平成26年度決算額をもとに作成。
 3 地方自治体が自主的に地方税の税目や税率を定めて課税できる課税自主権に基づく。京都府及び大阪府が平成28年度から森林環境税を導入。
 4 税収は、「平成25年度決算財政状況資料集」(総務省)に記載された平成25年度決算額をもとに作成。
 5 福井県は平成28年11月に更新時期を迎える核燃料税について、県外搬出を促すべく、原発内に貯蔵されている使用済み核燃料への課税を検討しているとの報道。
 6 平成28年7月1日導入予定。税収は平年度見込額。

<東京版>環境減税の概要

(1) 中小企業者向け省エネ促進税制

目的	中小企業者の省エネルギー設備等の取得を税制面から支援
手法	事業税の減免
対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 注1 注1 資本金1億円以下の法人、個人事業者等
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ② 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備 注2 で 環境局が導入推奨機器として指定したもの 注2 空調設備、照明設備、太陽光発電システム等
減免額	設備の取得価額(上限2千万円)の2分の1を取得年度の税額から減免 ただし、当期税額の2分の1を限度 ※ 減免しきれなかった額は、翌年度税額からも減免可
適用期間	次の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (法人) 平成22年3月31日から平成33年3月30日までの間に終了する 各事業年度 (個人) 平成22年1月1日から平成32年12月31日までの間
適用実績	(法人事業税) 平成26年度 約 2億 500万円 (個人事業税) 平成26年度 約 2,500万円

(2) 次世代自動車の導入促進税制

目的	環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援
手法	自動車税及び自動車取得税の免除
対象車	平成21年度から32年度までに新車新規登録された、水素を燃料とする燃料電池自動車、電気自動車(燃料電池自動車を除く)及びプラグインハイブリッド自動車 ※電気自動車(燃料電池自動車を除く)及びプラグインハイブリッド自動車に対する平成28年3月31日までの適用期限を、平成33年3月31日まで5年延長 (平成28年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定。)
免除額	(自動車税) 新車新規登録を受けた年度(月割)及び翌年度から5年度分全額免除 (自動車取得税) 平成21年4月1日から平成33年3月31日の間に取得されたもの(新車・中古車) … 全額免除
適用実績	(自動車税) 平成25年度 約 1億 800万円 平成26年度 約 1億8,900万円 平成27年度 約 2億3,900万円
備考	・ 市場投入の状況 - 次世代電気自動車(軽自動車タイプ) 平成21年 7月 - プラグインハイブリッド自動車 平成21年12月 - 次世代電気自動車(普通自動車タイプ) 平成22年12月 - 水素を燃料とする燃料電池自動車 平成26年12月 ・ 平成21年度から28年度までの間、自動車取得税は、地方税法による免除あり

注 東京都主税局ホームページ「<東京版>環境減税について」等より作成。

燃料種別ごとの税率の国際比較

＜ CO2排出量 1 トン当たりの税率 ＞

(単位:円)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,242 〔揮発油税 23,173 石油石炭税 1,069〕	13,487 〔軽油引取税 12,418 石油石炭税 1,069〕	1,069 〔石油石炭税〕	589 〔石油石炭税〕	688 〔石油石炭税〕
イギリス	42,603 〔燃料税〕	38,263 〔燃料税〕	6,740 〔燃料税〕	1,109 〔気候変動税〕	1,795 〔気候変動税〕
ドイツ	38,005 〔エネルギー税〕	24,533 〔エネルギー税〕	1,119 〔エネルギー税〕	491 〔エネルギー税〕	4,041 〔エネルギー税〕
フランス	37,233 〔石油産品 内国消費税〕	25,977 〔石油産品 内国消費税〕	2,966 〔石油産品 内国消費税〕	2,981 〔石炭税〕	2,932 〔天然ガス消費税〕
フィンランド	39,561 〔エネルギー税 29,731 炭素税 9,436 燃料備蓄料 395〕	26,394 〔エネルギー税 16,506 炭素税 9,706 燃料備蓄料 183〕	11,356 〔エネルギー税 3,399 炭素税 7,832 燃料備蓄料 125〕	10,341 〔エネルギー税 2,728 炭素税 7,545 燃料備蓄料 68〕	12,802 〔エネルギー税 4,886 炭素税 7,855 燃料備蓄料 62〕
デンマーク	36,243 〔ガソリン税 33,042 CO2税 3,201〕	24,312 〔石油製品税 21,130 CO2税 3,182〕	16,671 〔石油製品税 13,410 CO2税 3,261〕	15,487 〔石炭税 11,947 CO2税 3,540〕	20,893 〔ガス税 17,737 CO2税 3,156〕

＜ 単体量当たりの税率 ＞

	ガソリン(円/ℓ)	軽油(円/ℓ)	重油(円/ℓ)	石炭(円/kg)	天然ガス(円/kg)	電気(円/kWh)
日本	56.60 〔揮発油税 53.80 石油石炭税 2.80〕	34.90 〔軽油引取税 32.10 石油石炭税 2.80〕	2.80 〔石油石炭税〕	1.37 〔石油石炭税〕	1.86 〔石油石炭税〕	0.63 〔電源開発促進税 0.375 石油石炭税 0.255〕
イギリス	98.91 〔燃料税〕	98.91 〔燃料税〕	18.26 〔燃料税〕	2.58 〔気候変動税〕	6.12 〔気候変動税〕	0.95 〔気候変動税〕
ドイツ	88.23 〔エネルギー税〕	63.42 〔エネルギー税〕	3.03 〔エネルギー税〕	1.14 〔エネルギー税〕	13.78 〔エネルギー税〕	2.76 〔電気税〕
フランス	86.44 〔石油産品 内国消費税〕	67.15 〔石油産品 内国消費税〕	7.23 〔石油産品 内国消費税〕	6.94 〔石炭税〕	10.00 〔天然ガス 消費税〕	—
フィンランド	91.85 〔エネルギー税 69.02 炭素税 21.91 燃料備蓄料 0.92〕	68.23 〔エネルギー税 42.67 炭素税 25.09 燃料備蓄料 0.47〕	30.77 〔エネルギー税 9.21 炭素税 21.22 燃料備蓄料 0.34〕	24.07 〔エネルギー税 6.35 炭素税 17.56 燃料備蓄料 0.16〕	43.67 〔エネルギー税 16.67 炭素税 26.79 燃料備蓄料 0.21〕	3.04 〔エネルギー税 3.02 炭素税 - 燃料備蓄料 0.02〕
デンマーク	84.14 〔ガソリン税 76.71 CO2税 7.43〕	62.85 〔石油製品税 54.62 CO2税 8.23〕	45.17 〔石油製品税 36.34 CO2税 8.84〕	36.05 〔石炭税 27.81 CO2税 8.24〕	71.26 〔ガス税 60.50 CO2税 10.76〕	16.00 〔電気税 16.00 CO2税 -〕

注1 「諸外国における炭素税等の導入状況」(環境省)より作成。

2 諸外国の税率は2016年3月現在。日本は「地球温暖化対策のための税」を反映。石油石炭税の数値は、2016年4月1日から適用される税率である。

3 為替レート:1ポンド=約171円、1ユーロ=約135円、1デンマーク・クローネ=約18円(2013年から2015年の為替レートの平均値、みずほ銀行)

OECD環境統計—環境関連税制

○ 環境関連税制の税収（抄）

2012年

	GDP比 (% of GDP)		税収 (億ドル)	
		うち エネルギー物品		うち エネルギー物品
デンマーク	3.9	2.2	124	69
オランダ	3.6	1.9	276	150
フィンランド	3.1	2.1	76	52
イタリア	3.0	2.3	601	465
イギリス	2.4	1.8	600	441
ドイツ	2.2	1.8	750	626
フランス	1.9	1.5	508	385
日本	1.6	1.0	938	602
カナダ	1.1	0.8	208	152
アメリカ	0.8	0.5	1,255	768
OECD平均	1.6	1.1	-	-

注1 財務省ホームページより抜粋。

2 OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・税の名称及び目的は基準とはならない
- ・税の用途が定まっているかは基準とはならない

3 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

4 GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

○ 環境関連税収の内訳（抄）

2012年

(億ドル)

課税対象	日本
エネルギー物品	602
輸送目的	490
うち、ガソリン	364
生活上の使用目的	112
化石燃料	71
電気	41
自動車、その他の輸送手段	330
取引課税	25
保有課税	306

炭素税導入国の比較

- 欧米の主な炭素税導入国においては、税収は一般財源に繰り入れられ、多くの国において法人税・所得税の減税等に活用されている。
- 多くの国において、産業に対し細やかな減免措置を講じることにより、負担軽減が図られている。

主な炭素税導入国の税収使途

(2016年1月時点)

国名	導入年	税率	倍率	税収規模	財源	税収使途
		円/tCO2		億円[年]		
日本 (温対税)	2012	289	1	2,600 [2016年]	特別会計	・省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO2排出抑制
フィンランド (炭素税)	1990	7,280(54EUR) (暖房用)/ 7,820(58EUR) (輸送用)	25 / 27	1,499 [2015年]	一般会計	・所得税の引下げおよび企業の雇用に係る費用の軽減
スウェーデン (CO2税)	1991	16,723 (1,120SEK)	58	3,357 [2014年]	一般会計	・法人税の引下げ(税収中立)
デンマーク (CO2税)	1992	3,099 (171.4DKK)	11	669 [2015年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出
スイス (CO2税)	2008	9,715 (84CHF)	34	876 [2014年]	一般会計 (一部基金化)	・税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新ファンド、残り2/3程度は国民・企業へ還流
アイルランド (炭素税)	2010	2,697 (20EUR)	9	464 [2012年]	一般会計	・赤字補填(財政健全化に寄与)
フランス (炭素税)	2014	2,966 (22EUR)	10	3,370 [2015年]	一般会計	・炭素税収の一部は一般財源として「競争力・雇用税額控除」に使用
ポルトガル (炭素税)	2015	900 (6.67EUR)	3	128 [2015年]	一般会計	・所得税の引下げ(予定) ・一部電気自動車購入費用の還付等に充当
カナダBC州 (炭素税)	2008	2,854 (30CAD)	10	1,179 [2015年]	一般会計	・他税(法人税等)の減税により納税者に還付

注1 環境省ホームページ「諸外国における炭素税等の導入状況」より作成。

2 税率は2016年1月時点。但し、日本の地球温暖化対策税は2016年4月以降の税率。税収は取得可能な直近の値。但し、日本の地球温暖化対策税は2016年度(平年度)の見込値。

3 為替レート: 1CAD=約95円、1CHF=約116円、1EUR=約135円、1DKK=約18円、1SEK=約15円。(2013~2015年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

諸外国における温暖化対策関連の主な税制改革

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉（1990年～）など		
1990年	フィンランド	いわゆる炭素税（Additional duty）導入
1991年	スウェーデン	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
	ノルウェー	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
1992年 気候変動枠組条約採択 【1994年3月発効】、6月 地球サミット（リオデジャネイロ）		
1992年	デンマーク	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
	オランダ	一般燃料税（General fuel tax）導入
1993年	イギリス	炭化水素油税（Hydrocarbon oil duty）の段階的引上げ（～1999年）
1996年	オランダ	規制エネルギー税（Regulatory energy tax）導入
1997年 京都議定書採択 【2005年2月発効】		
1999年	ドイツ	鉱油税（Mineral oil tax）の段階的引上げ（～2003年） 電気税（Electricity tax）導入
	イタリア	鉱油税（Excises on mineral oils）の改正（石炭等を追加）
2001年	イギリス	気候変動税（Climate change levy）導入
2001年	ドイツ	再生可能エネルギー法による固定価格買取制度（FIT）開始
<p><参考>2003年10月「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布 【2004年1月発効】 ：各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定（努力義務）</p>		
2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合（石炭についてのみ燃料税として存続（Tax on coal）） 規制エネルギー税をエネルギー税（Energy tax）に改組
2005年	EU	EU域内排出量取引制度（EU-ETS）開始
2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税（Energy tax）に改組（石炭を追加）
2007年	フランス	石炭税（Coal tax）導入
2008年	スイス	二酸化炭素税（CO2 levy）導入
2010年	アイルランド	炭素税（Carbon tax）導入
2011年	スウェーデン	エネルギー税（Energy Tax）の改正 （課税基準を熱量ベースに変更、税率引上げ）
2012年	オーストラリア	炭素価格付け制度（Carbon Pricing Mechanism）導入 <2014年7月 廃止>
<p><参考>2015年12月 「パリ協定（The Paris Agreement）」採択</p>		

注 環境省資料等により作成。

諸外国における環境関連税制（エネルギー関係）の主な変遷

イギリス	<p>1993～99年 既存のエネルギー税制の引上げ 炭化水素油税(ガソリン、軽油、重油等)について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ(エスカレーター制度)。</p> <p>2001年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。</p>
ドイツ	<p>1999年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 鉱油税(ガソリン、軽油、重油等)を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。</p> <p>2006年 既存のエネルギー税制の対象を拡大 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。</p>
フランス	<p>2007年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 石油産品内国消費税(ガソリン、軽油、重油等)が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。</p> <p>2010年から既存のエネルギー税制に上乘せする「炭素税」の導入を予定していたが、違憲判決を受けて無期限延期 既存のガソリン、軽油等の税金に上乘せして炭素含有量に応じた新税を導入予定(2009年12月18日両院で可決)だったが、①電力、②欧州排出権取引に参加する大手企業が対象外となっていることから、「課税の公平さを欠き、地球温暖化防止という目的に合致しない」として憲法院にて違憲判決が出された(同年12月29日)。</p>
オランダ	<p>1992年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入 鉱油税(ガソリン、軽油等)に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税(石炭は新規課税)を導入。 ※ 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。</p> <p>2004年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合 ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 ※ 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に1996年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。</p>
フィンランド	<p>1990年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定 既存の燃料課税(ガソリン等)の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定(ただし、天然ガスは半額)。 ※ 1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。</p> <p>2011年 既存のエネルギー税制の引上げ 雇用者の社会保障費負担軽減に伴う減収分の補填等を目的として、大規模な増税を実施。</p>
スウェーデン	<p>1991年 既存のエネルギー税制に上乘せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制(ガソリン、軽油、重油等)に上乘せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。 ※ エネルギー税を軽減する一方、二酸化炭素税はほぼ毎年税率を引上げ。</p> <p>2001年「税制のグリーン化」の開始 家庭部門に対して、電気に係るエネルギー税及び二酸化炭素税の増税を開始。以降、ほぼ毎年増税を実施。</p> <p>2011年 エネルギー税の増税 暖房用燃料に関し、エネルギー量を基準とした税率を設定。</p>
デンマーク	<p>1992年 既存のエネルギー税制に上乘せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制(ガソリン、軽油等)に上乘せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。</p>

(出典)各国政府資料及びOECD資料

注 財務省ホームページより抜粋。

諸外国における環境税制改革の特徴的な取組

全体的な特徴

- 環境税の課税において、特定産業に対する軽減措置を設定。
- 環境税の税収は一般会計に充当され、経済活性化(法人税・所得税の減税等)に活用。
- 炭素税導入国では炭素税率の顕著な引上げを予定。(EU-ETS(※)対象企業は課税免除)

※EU-Emissions Trading Scheme: EU域内排出量取引制度

各国の特徴的な取組



ドイツ

- 2006年に鉱油税をエネルギー税に改組。(石炭を追加)
- エネルギー多消費産業に対する軽減措置。
- 税収の約90%が年金制度等に充てられ、企業の社会保障費削減に寄与。



英国

- 2001年に気候変動税を導入。
- 気候変動協定による目標達成を条件に気候変動税を軽減。
- 2013年からカーボンプライスフロア制度(※)を実施。



ポルトガル

- 2015年に、グリーン税制改革の一環として、炭素税を導入。
- 前年度のEU-ETS価格の年間平均値を炭素税の税率として採用。
- (例)2015年の炭素税率は2013年7月~2014年6月のEU-ETSオークション価格を平均した値



アイルランド

- 法人税・所得税以外の税からの税収確保を目的として2010年に炭素税を導入。
- 炭素税の税率は導入後、徐々に引き上げ。
- 2012年の炭素税収は前年度からの税収増加分の約25%を占め、財政の健全化に寄与。

※カーボンプライスフロア制度:発電分野における炭素価格の下限を設定し、排出量取引において下限価格を下回った場合に、その差分について課税を行う制度

注 環境省ホームページ「諸外国における炭素税等の導入状況」、環境省「税制全体のグリーン化推進検討会」(平成25年10月28日)資料及び World Bank Group・ECOFYS「State and Trends of Carbon Pricing May 2014」等より抜粋。

諸外国における環境税制改革の成果と課題

環境税制改革の成果

二重の配当

環境税収を法人税や社会保障費の減少等に活用することにより、環境改善効果に加え、雇用増加等の経済にプラスの効果をもたらすこと。



ドイツ

環境税制改革において税収の90%が年金制度に還元されたことにより、CO2削減と同時に、長期的な雇用の増加も見込まれる。



英国

2002年にGHG排出量を1.7%削減するとともに、税収の還元により社会保障費を年間約2,000億円(£1.582億)削減(2004年)。

環境税制改革の課題

特定産業に対する軽減措置

環境税導入に当たって、特にエネルギー多消費産業からの反対意見が多く、これに対応して、特定産業の税率を軽減。



ドイツ

製造業及び農林業の企業は電力、燃料への課税を60%、暖房用燃料への課税を73%に軽減する軽減措置が取られている。

エネルギー多消費型産業に対する免税措置・特例措置が多数存在し、二重の配当の効果を弱めているとの指摘あり。

参考



英国

気候変動税では、エネルギー多消費事業者が「気候変動協定(CCA)」を政府と締結し、エネルギー効率または炭素削減に関する目標を達成することを条件に軽減措置を講じている。

○エネルギー集約的な業界を代表する54セクターがCCAに参加し、そのうち38セクターが目標を達成。

○当初目標(18.0百万トン)から10.5百万トンの超過削減を達成。

注 環境省ホームページ「諸外国における炭素税等の導入状況」、環境省「税制全体のグリーン化推進検討会」(平成25年10月28日)資料及びWorld Bank Group・ECOFYS「State and Trends of Carbon Pricing May 2014」等より抜粋。

平成13年度東京都税制調査会答申（抜粋）〈環境税（炭素税）の検討〉

基本的考え方

諸外国で一定の政策効果をあげている環境税(炭素税)は、わが国においても、早急にその創設に向けた検討を深めていくべき。導入にあたっては、次のような視点から検討すべき。

- 国・地方を通じた税制として構築
- 地方税を主体とし、また全国地方税として構築
- 地方自治体の自主的な取組みを可能とする制度
- 環境税(炭素税)の税の目的や性格等を踏まえる必要

環境税（炭素税）をめぐる論点とあるべき方向

課税対象・課税標準

すべての化石燃料を課税対象とすることを基本とすべき。
CO2排出量抑制が税の目的であることから、化石燃料の炭素含有量に着目し、化石燃料の消費量(販売量)を課税標準とすることを基本とすべき。

課税ポイント・税率

汚染者負担の原則の考え方に合致するだけでなく、アナウンスメント効果やインセンティブ効果が期待できるため、**流通、消費段階での課税**を基本とすべき。
導入当初は、**比較的低税率で導入**することが望ましい。

既存のエネルギー関連諸税との関係

既存の燃料課税を全面的に改組するのではなく、**既存税制に上乗せして課税**する方式が現実的。

税収の使途・課税主体

将来の財政の硬直化を避けるために、**普通税としその税収を一般財源**とすることがより望ましい。地球温暖化対策は、国と地方がそれぞれの役割分担や責務を踏まえながら、総合的・一体的に取り組む必要があることから、**国と地方を通じた税制として構築**すべき。

具体的なモデル案

	第1案	第2案	第3案
構築方法	同一の課税ポイント、同一の課税標準を用いて地方税(全国地方税)と国税とを併課	国税と地方税(全国地方税)とを別個独立に構築	すべてを地方税(全国地方税)として構築
特徴	地方自治体が国税分を含めて徴収し、国に払込み	国税と地方税とが課税ポイントで棲み分け可能 国税での導入が遅れた場合、地方税が先行可能	環境施策における国と地方の役割分担等を踏まえ、その税収の一部を地方自治体から国に譲与
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国における法制度の整備が前提 ⇒国における取組みが遅れた場合には、都自らが地域の産業構造等に対応した措置を税制面で講ずることも検討すべき。 ・国と地方との間で税源を配分する必要 ⇒配分割合は、地球温暖化対策等の環境施策における国と地方との役割分担等を踏まえて検討していく必要 ・地方自治体がいわゆる川下(流通段階・消費段階)で賦課徴収することを基本とすることが適当 		

地方環境税（炭素税）の確立に向けて

税制を構築する場合には、地方の主体性を重視しつつ国の役割も踏まえた制度が望ましい。

国の基本的役割等も視野に入れつつ、地方主権の立場から環境施策を推進することができるのは、**第3案**であると考えられ、**最も地方主権の時代にふさわしい案**である。

平成23年度東京都税制調査会答申（抜粋）＜温暖化対策税の検討＞

検討にあたって

- 国は、温暖化対策のための石油石炭税の税率上乘せを審議しているが、CO2抑制効果等の本質的な議論がなされているとは言い難い。
 - 地方分権の流れ、温暖化対策における地方自治体の役割等を考えれば、国と地方で税源を適切に配分すべきことについても議論が不十分である。
- こうした国の動向も注視しながら、地方の立場から考える温暖化対策税のあり方について検討を進め、その成果を取りまとめた。

検討事項

税源配分・課税段階

温暖化対策における地方の役割、地方分権の流れ等を踏まえ、国と地方との税源配分が重要。税源の偏在を考慮し、消費に近い段階での課税を全国ベースの地方税とすべき。

課税対象

全ての化石燃料を課税対象とし、燃料ごとに炭素含有量（CO2排出量）比例税率を上乘せ。ただし、揮発油、軽油（自動車用）は現行税率を維持し、本則税率を超える部分を温暖化対策税に振替え。

電力由来のCO2の排出抑制

我が国CO2排出の3分の1を占める電力への課税のあり方が重要。発電段階での化石燃料への課税、消費（使用）段階での電気への課税の2つの考え方。

今後に向けて

中長期的視点から温暖化対策税の導入を提言。経済環境を慎重に見極め、国民的な理解を得る必要。

温暖化対策税のためのシミュレーション

前提

- 既存エネルギー関係税と温暖化対策税とを合わせた税収の対GDP比がOECDの平均水準1.3%（2004年）となるように仮定する。
- 揮発油、軽油（自動車用）については、現行課税のうち本則税率を超える部分を温暖化対策税に振り替えることとし、それ以外の化石燃料及び電気については、CO2排出量（炭素含有量）比例で温暖化対策税を課税（「新規課税」）することとする。
- 課税客体（燃料種別）ごとの税率は、炭素トン当たり税率に、燃料ごとの炭素含有量を乗じて求めることとする。
- 税源配分は、軽油及び電気に係る温暖化対策税を地方税とし、その他の燃料に係る税を国税とする。
- 現在の消費量（2007年度）に合わせて温暖化対策税の税収を推計した。

表1 温暖化対策税の税率

課税客体	税率	炭素トン当たり税率
揮発油	25,100円/kℓ	7,513円/t-c
軽油		
自動車用	17,100円/kℓ	
自動車用以外	5,297円/kℓ	
灯油	5,101円/kℓ	
重油	5,552円/kℓ	
航空機燃料	5,046円/kℓ	
石油ガス	6,145円/t	
天然ガス	5,538円/t	
石炭	4,769円/t	
電気	0.912円/kWh	

表2 税収規模と税源配分（単位：兆円）

	国	地方	計
温暖化対策税	2.1	1.4	3.5
揮発油税等振替	1.4	0.6	2.0
新規課税	0.7	0.8	1.5

CO2排出量の削減効果

2011年度から課税を開始した場合、2020年度のCO2排出量は2,970万トンの削減（削減率2.9%）。

GDPへの影響

2011年度から課税を開始した場合、2020年度までの各年度において、GDPは0.1～0.4%減少。

物価への影響

我が国産業全体での価格上昇率（影響の上限値）は0.56%、製造業で0.86%。

家計への影響

電気、都市ガス、灯油を対象に二人以上世帯の場合、光熱費の負担増は月694円。

「地球温暖化対策のための税」創設の背景

○創設の背景と目的

- ・我が国で排出される温室効果ガスの約9割は、エネルギー利用に由来する二酸化炭素であり、温室効果ガスを抜本的に削減するためには、エネルギー起源CO₂の排出抑制対策の強化が不可欠。
- ・また、原子力への依存度低減を図る中で、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの拡大など、エネルギー起源CO₂排出抑制対策の更なる推進は、震災以前よりも一層重要となってきた。
- ・このような背景を踏まえ、課税による経済的インセンティブを活用して化石燃料に由来するCO₂の排出抑制を進めるとともに、その税収を活用してエネルギー起源CO₂排出抑制対策を強化するために、平成24年度税制改正において「地球温暖化対策のための税」が創設された。

○創設の経緯

年度	税制改正等
平成16年度	○京都議定書の発効を見込み、環境省が環境税の創設を要望。 [17年度大綱:検討事項] いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。 (以降毎年度「検討事項」に記述。)
平成22年度	○環境省・経済産業省が税制改正要望を提出 [23年度大綱] 平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入する。 →国会における審議の結果、この改正事項については見送られる。
平成23年度	○[24年度大綱] 平成24年度税制改正において、引き続き実現を図る。 →「地球温暖化対策のための税」の創設が決定。24年10月から段階的に実施。

注 環境省「租税特別措置法（石油石炭税 [地球温暖化対策のための課税の特例] 関係）の改正」、総務省「地方財政審議会資料（平成28年3月18日）」より作成。

「地球温暖化対策のための税」の概要

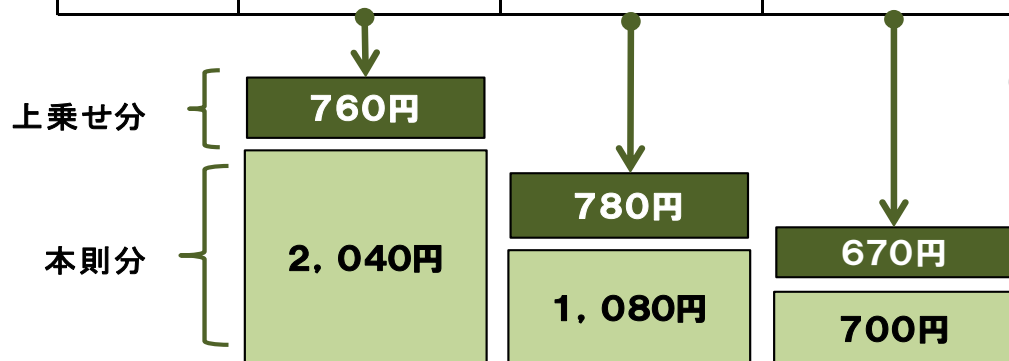
- 全化石燃料に対して課税する石油石炭税に、CO2排出量に応じた税率（289円/Co2トン）を上乗せ
- 平成24年10月1日から施行し、3年半かけて税率を段階的に引き上げる
- 課税主体は国、納税義務者は「原油等を採取する者」及び「原油等を保全地域から引き取る者」
- 税収は、エネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

税率（段階的引き上げ）

	原油・石油製品 [1klあたり]	ガス状炭化水素 [1tあたり]	石炭 [1tあたり]
24年度 (10月1日～)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

税収

税収 [上乗せ分]	税収 [石油石炭税全体]
約390億円	5,669億円
約1,700億円	6,307億円
約2,600億円	6,880億円



(参考) 家計への負担

税によるエネルギー価格上昇額		世帯当たりの負担額
ガソリン	0.76円/L	1,228円/年 (102円/月)
灯油	0.76円/L	
電気	0.11円/kwh	
都市ガス	1.647円/Nm3	
LPG	0.78円/kg	

※「家計調査」(平成22年)を基に環境省、経済産業省が試

注 総務省「地方財政審議会（平成28年3月28日）」資料、環境省資料より作成。

「地球温暖化対策のための税」に関する東京都の現状

1 国への提案要求

○国の施策及び予算要求に対する提案要求（平成 27 年 6 月）

「地球温暖化対策のための税」については、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、地方への十分な財源配分を行うこと。

○【参考】関東地方知事会議（平成 27 年 10 月）

平成 27 年度与党税制改正大綱で、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、C O P 21 に向けた 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされたものの、削減目標が設定された現在においても、結論は示されていない。については、国税の「地球温暖化対策のための税」について、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを速やかに創設すること。

2 国のエネルギー対策特別会計*から助成を受けて実施している事業

事業名	事業内容
再生可能エネルギー等導入推進基金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村等が地域の避難所に太陽光パネルや蓄電池等を導入する場合に支援 ・事業期間は、平成 27～28 年度（平成 26 年度交付）
地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村等が開催する家庭の省エネに関するセミナー・イベント等に講師（エコアドバイザー）を派遣 ・家庭における省エネ状況等の調査や事業所へのインタビュー <p>※実施主体は、公益財団法人東京都環境公社</p>

※エネルギー対策特別会計は、「地球温暖化対策のための税」を財源とする。

「地球温暖化対策のための税」に関する地方団体等の意見

○ 地方六団体：平成28年度予算概算要求等について（平成27年10月）

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分について、使途を森林吸収源対策にも拡大し、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保する等、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

○ 全国知事会：平成28年度税財政等に関する提案（平成27年11月）

今後の税制改正論議を通じて、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乗せ分の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべきである。

○ 全国市長会：平成28年度都市税制改正に関する意見（平成27年8月）

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割等を踏まえ、その一部を地方へ譲与すること。

○ 全国町村会：平成28年度税制改正に関する要望（平成27年11月）

- ア 石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。
- イ 石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。
- ウ 森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるため、「全国森林環境税」を創設すること。

「地球温暖化対策のための税」に関する日本経済団体連合会の意見

地球温暖化対策税の使途拡大等に反対する

2015年11月9日

1. 安倍政権の下、日本経済の再生に向け、未来の成長につながる設備投資の拡大が期待されており、そのためには、事業環境のさらなる改善が必要である。しかしながら、東日本大震災後、原子力発電所の稼働停止による化石燃料輸入の増加や、円高修正によるエネルギーコストの高騰等により、産業用の電気料金は約4割上昇し、事業の足かせになっている。現に、電力多消費産業を中心に、事業からの撤退や倒産、海外への移転が生じている。

こうしたなか、2012年10月に導入された「地球温暖化対策のための税」(地球温暖化対策税)について、2016年4月に予定されている税率引上げの凍結、および廃止を含めた抜本の見直しを求める強い意見が産業界の中にある。

2. その一方で、来年度税制改正に向け、農林水産省や一部地方公共団体から、地球温暖化対策税収の使途を拡大して森林吸収源対策に充てるべき、その一定割合を地方に譲与すべき、あるいは森林整備等のため二酸化炭素排出源を課税対象とする森林環境税(仮称)を創設すべき、との要望が出されている。

また、環境省は、森林吸収源対策や生態系保全等のための費用を国民が広く薄く負担するための森里川海協力資金制度(仮称)の創設を求めている。

3. これまで、地域社会と協力しながら森林保全対策や生態系保全に主体的に取り組んできた産業界として、以下の理由から地球温暖化対策税収の使途拡大や森林環境税の創設に反対する。

(1)エネルギーコストの低減が国家的な課題となるなか、省エネ対策等に活用すべき財源を他の使途に用いるべきではない。

(2)地球温暖化対策税は「エネルギー起源CO2排出抑制のための諸施策を実施する観点から」(平成25年度税制改正大綱、2013年1月24日)導入された。その経緯を無視した使途拡大は納税者の信用を損なうものである。

(3)地球温暖化対策税は、受益者負担の考え方の下、エネルギー起源CO2排出抑制のための費用負担を化石燃料利用者に課していることから、その税収を森林吸収源対策に充てることは、受益と負担の関係を損なうこととなる。

(4)国民に広く多面的な便益をもたらす森林吸収源対策のための費用を特定の者に負担を課すことは適当でなく、一般財源で手当てすべきである。

4. 森里川海協力資金制度は、具体的な負担の仕組みが不明確なうえ、施策の必要性も資金の使途も曖昧であり、税制改正の検討対象とすべきでない。

5. 新たな税負担は企業の設備投資意欲を削ぐのみならず、企業の国際競争力の低下を招き、国内での事業存続を更に困難にさせることになる。

以上

注1 一般社団法人日本経済団体連合会ホームページより抜粋。

2 一般社団法人日本経済団体連合会を含む計163団体による要望。

「森林環境税(仮称)」検討の背景

○検討の背景

- ・ 地球温暖化防止対策は①二酸化炭素の排出抑制、②森林による二酸化炭素の吸収・固定の2つが車の両輪。
- ・ 1990年以降に植林や間伐等の森林整備といった「人為活動」が行われている森林が森林吸収量の参入対象。
- ・ 国土の2/3が森林で覆われている日本では、主として間伐等の森林整備により森林吸収量の目標を達成する必要。

○検討の経緯

年度	税制改正等
平成24年度	[25年度大綱: 検討事項] 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。
平成25年度	○環境大臣が、2020年度に2005年度比3.8%減の削減目標を表明。 [26年度大綱: 検討事項] 新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。 →自民党政調会長の下に「森林吸収源対策等に関する財源確保についてのPT」を設置。
平成26年度	[27年度大綱: 検討事項] 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、(中略)新たな仕組みの導入に関し、(中略)COP21に向けた2020年移行の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。
平成27年度	○COP21において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択。日本は2030年度に2013年度比26%の温室効果ガスを削減目標とする日本の約束草案(政府原案)を国連事務局へ提出。 [平成28年度大綱] 森林吸収源対策 2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。 (中略) 森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、 <u>市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討する。</u> その時期については、適切に判断する。

注 総務省「地方財政審議会(28年3月18日)」資料等により作成。

森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税の実施状況(平成28年4月1日現在)

○地方団体では、課税自主権を活用し、森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税を行っている。都道府県では37団体(京都府及び大阪府は平成28年度から)が実施。市町村では1団体(横浜市)が実施。

○対象税目・税率・用途等については、地方団体が、住民の理解を得ながら、それぞれ独自に決定している。

[税目]個人県民税及び法人県民税

[税率]個人均等割:年額300円～1,200円を上乗せ(38団体)、所得割に0.025%を上乗せ(1団体)

法人均等割:年額500円～270,000円を上乗せ(35団体)

○税収規模:315.4億円(平成26年度決算額)

都道府県名	個人県民税		法人県民税		税収合計
	税率 (超過分)	税収 (超過分)	税率 (超過分)	税収 (超過分)	
岩手県	1,000円	6.3億円	2,000円～80,000円	1.5億円	7.8億円
宮城県	1,200円	12.8億円	2,000円～80,000円	3.5億円	16.3億円
秋田県	800円	3.6億円	1,600円～64,000円	0.9億円	4.5億円
山形県	1,000円	5.4億円	2,000円～80,000円	1.2億円	6.6億円
福島県	1,000円	9.1億円	2,000円～80,000円	2.1億円	11.2億円
茨城県	1,000円	14.4億円	2,000円～80,000円	2.8億円	17.2億円
栃木県	700円	6.8億円	1,400円～56,000円	1.6億円	8.4億円
群馬県	700円	10.4億円	1,400円～56,000円	1.0億円	11.4億円
神奈川県	300円	13.6億円	-	-	38.5億円
	0.025% (所得割)	24.9億円	-	-	
富山県	500円	2.8億円	1,000円～80,000円	0.9億円	3.7億円
石川県	500円	2.8億円	1,000円～40,000円	0.9億円	3.7億円
山梨県	500円	2.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	2.7億円
長野県	500円	5.4億円	1,000円～40,000円	1.3億円	6.7億円
岐阜県	1,000円	10.0億円	2,000円～80,000円	2.0億円	12.0億円
静岡県	400円	7.9億円	1,000円～40,000円	1.9億円	9.8億円
愛知県	500円	18.5億円	1,000円～40,000円	3.8億円	22.3億円
三重県	1,000円	7.8億円	2,000円～80,000円	0.4億円	8.2億円
滋賀県	800円	5.4億円	2,200円～88,000円	1.6億円	7.0億円
京都府	600円	-	-	-	-
大阪府	300円	-	-	-	-
兵庫県	800円	20.0億円	2,000円～80,000円	4.4億円	24.4億円

都道府県名	個人県民税		法人県民税		税収合計
	税率 (超過分)	税収 (超過分)	税率 (超過分)	税収 (超過分)	
奈良県	500円	3.1億円	1,000円～40,000円	0.5億円	3.6億円
和歌山県	500円	2.2億円	1,000円～40,000円	0.5億円	2.7億円
鳥取県	500円	1.4億円	1,000円～40,000円	0.4億円	1.8億円
島根県	500円	1.7億円	1,000円～40,000円	0.4億円	2.1億円
岡山県	500円	4.5億円	1,000円～40,000円	1.1億円	5.6億円
広島県	500円	6.4億円	1,000円～40,000円	1.8億円	8.2億円
山口県	500円	3.3億円	1,000円～40,000円	0.7億円	4.0億円
愛媛県	700円	4.3億円	1,400円～56,000円	1.1億円	5.4億円
高知県	500円	1.7億円	一律 500円	0.1億円	1.8億円
福岡県	500円	10.9億円	1,000円～40,000円	2.7億円	13.6億円
佐賀県	500円	1.9億円	1,000円～40,000円	0.4億円	2.3億円
長崎県	500円	3.1億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.7億円
熊本県	500円	4.0億円	1,000円～40,000円	0.9億円	4.9億円
大分県	500円	2.5億円	1,000円～40,000円	0.7億円	3.2億円
宮崎県	500円	2.6億円	1,000円～40,000円	0.6億円	3.2億円
鹿児島県	500円	3.6億円	1,000円～40,000円	0.8億円	4.4億円
横浜市	900円	16.4億円	4,500円～270,000円	6.1億円	22.5億円
計	-	263.6億円	-	51.8億円	315.4億円

※標準税率 個人県民税 均等割:年額1,500円、所得割:4%
(H27) 法人県民税 均等割:資本金等の額に応じ、20,000円～800,000円
個人市民税 均等割:年額3,500円、所得割:6%
法人市民税 均等割:資本金等の額に応じ、50,000円～3,000,000円

注 総務省「地方財政審議会」(平成28年3月18日)資料等より作成。

「森林環境税(仮称)」に関する地方団体等の意見

○ 全国知事会：平成28年度税制改正大綱について（平成27年12月）

長年にわたり懸案であった森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について、方向性が示された。今後、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整するよう強く求める。

○ 関東地方知事会：地方分権改革の推進について（平成28年5月）

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討するとされたところであるが、検討に当たっては、地方の意見を取り入れながら、国・都道府県・市町村の役割分担などの課題について十分に整理するとともに、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係を調整した上で、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

○ 九都県市首脳会議：地方分権の改革に向けた要求（平成28年5月）

カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

平成28年度与党税制改正大綱では、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討するとされた。については、地方自治体が地球温暖化対策に果たす役割と責任などを踏まえ、地方の意見を取り入れながら、これらの対策に必要な地方税財源を確保するための具体的な制度設計を早急に進めること。

また、地方自治体を実施している地球温暖化対策は、森林吸収源対策だけでなく、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたるため、これらの対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

○ 全国森林環境税創設促進連盟/全国森林環境税創設促進議員連盟 全国森林環境税の創設に関する意見（平成27年11月）

1. 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。

○ 全国町村会：平成28年度税制改正に関する要望（平成27年11月）

ウ 森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるため、「全国森林環境税」を創設すること。

○ 東京都町村会：団体要望（平成28年2月）

国に「全国森林環境税」の創設を強く働きかけるためにも、都と町村が一体となることが重要である。また、地球規模での温室効果ガスの削減が求められる中、森林を有する町村が積極的に森林整備を推進することは、東京都の二酸化炭素の削減に多大な貢献をしていることになる。先の「全国森林環境税」と合わせて、都としても森林環境を守る市町村に財政的な還元をしていく都制度の創設や補助の拡充が必要である。

○ 自由民主党 三多摩・島嶼部会：団体要望（平成27年10月）

森林の保育、保全を目的とする財源の確保 ①国に「森林環境税」の創設を働きかけ